

訂正後

平成 29 年 5 月 15 日

埴町議会議長 大縄武夫 様

経済常任委員会委員長 鈴木安次



所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり実施したので、埴町議会会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

1 調査事件 上下水道料金等の収納状況と対策調査

2 調査の経過

本委員会は、上下水道料金及び負担金の収納状況と未収金についての対策について調査した。

(1) 調査日 平成 29 年 4 月 20 日 13:30～15:35

(2) 出席委員 鈴木安次、小峰由久、小林達信、吉田克則、高縁 光、青砥與藏、大縄武夫

(3) 説明員 生活環境課長、上下水道係長

(4) 職務出席者 議会事務局長、書記

(5) 場 所 委員会室

3 調査の結果

(1) 結果

先日議会全員協議会において上下水道事業経営戦略について説明を受けたが、これから 10 年間の経営戦略の基本になるのは現在の水道料金の収納状況、下水道、農集排使用料及び負担金の収納状況、未収金についての対策失くして達成は不可能である。

上下水道事業経営戦略を実行あるものにするために所管事務調査を行った。

ア 債権の分類と特徴についての説明の後に水道料金の未収状況、集落排水施設使用料滞納の状況、下水道使用料滞納の状況、下水道受益者負担金滞納の状況についてそれぞれ個別に質問し問題点を質した。

イ 水道料金の未収状況については平成 24 年度に 3 件 1,791,590 円の不納欠損処分処理している事が突出しているが徴収の消滅時効が成立しているにも関わらずそのまま継続されていることが監査指摘されたことから不納欠損処分したと説明された。各区分について様々な質問が出された後、夜討ち朝駆けで徴収に行くべきであるとの意見も出された。

ウ 集落排水施設使用料滞納の状況についても様々な質問が出されたが納付の意思を確認しているが納付が滞っている 9 件金額にして 1,197,353 円が滞納繰越分となっている。その中でも台宿地区の件数が多いとのことであった。

エ 下水道使用料滞納の状況合計で 25 件 2,074,053 円である。

下水道料金の徴収を上水道料金と同一切符で徴収することにより滞納件数が徐々にではあるが減少していることは事実である。でも、不納欠損処分を平成 27 年には 10 件 912,375 円になっている。平成 28 年にも 6 件 154,728 円の不納欠損処分をしている。

オ 下水道受益者負担金においても、滞納繰越分の内訳、徴収猶予申請の提出があり分割納付中 10 件 3,041,000 円徴収猶予申請があり分割納付交渉 16 件 5,730,000 円徴収猶予の申請はあるが債権者に下水道の使用の見込みのないもの 10 件 3,630,000 円 合計で 38 件 13,193,000 円もの多額な金額になっている。強制徴収債権が有るにもかかわらずその権利を執行しなかった責任は町側に大いにある。

過去の債権管理に対して町側に責任があるものに関しては百歩譲ってやむを得ないとするが、これからは、債権者に対して裁判においても勝てる町条例の制定が急務との意見が出された。

町長部局は速やかに仮称ではあるが債権管理条例の制定に向けて作業を急ぐ必要がある。

議会として町部局以上に責任があることは議員全員が自覚しなければならない。

これからも定期的に上下水道に関して所管事務調査を継続すべきとの意見が出された。

(2) 委員報告書

別紙のとおり